

未熟児養育医療 控除対象扶養親族等に関する申告書

平成22年税制改正により平成24年度住民税から、年少扶養控除（0歳～15歳）33万円及び特定扶養控除（16歳～18歳）45万円が廃止されました。未熟児養育医療については、この扶養控除廃止による影響が生じないように、扶養控除の廃止がないものとして住民税額を推計し、その推計額から未熟児養育医療の徴収金額を決定します。

住民税額を計算するにあたり、保護者等が扶養している方のうち、
0歳～18歳であった方について記入してください。

年12月31日時点で、

※いずれかに○

1. 該当の扶養親族はいませんでした。
2. 該当の扶養親族がいました。（下欄に記入）

0歳以上18歳の控除対象扶養親族					
	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	就労の有無 (アルバイトを含む)	別居の場合の住所
1			年 月 日	有・無	
2			年 月 日	有・無	
3			年 月 日	有・無	
4			年 月 日	有・無	

住民税上の扶養親族とは、前年の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方をいいます。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）か、都道府県等から養育を委託された児童（いわゆる里子）である
- ② あなたと生計を一にしている
- ③ 前年分の住民税上の合計所得金額が38万円以下である
- ④ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない
- ⑤ 他の者に扶養されていない

この申立書により申し出る0歳以上18歳の控除対象扶養親族の人数は、住民税における内容と相違ありません。

住所

氏名